

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-024

大政事外外議官
事務 典房
日官官審審長長

経外本 参代表
大大 参
使使 参

総対文会厚情オ
括
審察人国在儀整史

外 参報内
報 際外
官 文長 参一二
館 参政保対旅外

⑦ ⑧地中海
⑨⑩東西

北米長 参一二保地

中南長 参一二

欧 審西ソ洋
長 西東
二

長 参一二アア
二

次総幹途博
審経協国

長 参経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 参政国既無
参調技有理

参長 参条協規

国 審政経人
長 審軍社

科 科財

⑪ 審経協調
長 全安

総 番 号 R094319

主 管

月 17日

韓 国 参

亞 北

平成 2年 5月 17日

本 省 参

外 務 大 臣 殿

秘 大 使

在韓の爆音問題

秘密指定解除
公文書監理室

第1623号 秘 大至急

(以下FAX送信 SO9988-02)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

(三八〇五)

82.22.2

1. 17日朝、國庫券紙幣等、協定事項、協議会委員より
当館に送付され、通し送付された。

(1)、本館(17日)午後2時より、当館に送付された
一紙、別紙、及び、協定事項、協議会委員より送付
された。既に、協定事項、協議会委員より
送付された。送付された。

(2)、同、協定事項、協議会委員より、送付された。既に、協定事項、協議会委員より
送付された。送付された。

(3)、同、協定事項、協議会委員より、送付された。

(4) 自今(同、協定事項)は、本館(17日)午後2時より、協定事項、協議会委員より
送付された。送付された。

以上、協定事項、協議会委員より、送付された。

秘密指定解除

公文書監理室

秘

三ノ四

三。東京にありては、協定内容に
 同意するに、出来し限りのことは努力した
 ことと実績を述べたこと、云々。

四。今回東京には、21日午後三時頃在りて
 が、初めに中絶に申し分ないが、18日に
 去りて、東京着後、下北に電話連絡したことは
 云々。

五。アハハハ、上記(四)に、何れも、
 初めに連絡した云々。

(2)

FAX信



総 番 号 R094321

主 管

月 17日

韓 国 発

亜 北

平成 2年 5月 17日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ハ爆者問題

FAX信 大至急



(以下FAX送信 SO9989-02)

往電 1623号別FAX信

聲 明 書

S00989-0/

韓日両国は在韓被爆者問題とサハリン残留韓国人問題、それに在日同胞の法的地位問題をもって、数カ月に亘って外交交渉を続けてきたのは周知の通りである。

これらの問題は5月24日と予定されている盧大統領の訪日を契機にして一括妥結されるものとして報道されているが、数日前韓国外務部長官の国会答弁に依ると被爆者問題は百億韓国ウォンで妥結される見込みであると報道している。韓国の被爆者達は、萬が一、報道の通り妥結されるとすれば、両国の為甚だ不幸なことだと嘆かざるを得ないのである。45年間放置された在韓被爆者問題が日本円で二十億そこそこのかね(金)で決着されたとあれば、被爆者達はどういう気持ちであろうかと考えて頂きたいのである。

今年の日本政府の被爆対策予算は一千二百六拾壹億円であると聞く、私達は被爆當時全体の約壹割が韓国人であったとみており、その計算でいけば韓国人被爆者達が終戦後帰国しないで日本に居たとすれば今年だけでも韓国人被爆者の為、126億円を必要とするのである。

1年間でもこのような予算が必要である事業に対し、過去四十五年間、それから将来何十年間の被爆者対策を、二十億(日本円)円で片付けてしまふことに對し、韓国人被爆者達の中にはこれは侮辱であるのだという人が多い。

S009989-02

被爆者協会は對日交渉を韓国政府に一任しているのであるから一応決着がつくことについては異議を申立てる立場ではないが折角日本政府が韓日親善を思ってこの種の措置をとるのであれば、もっと有効的な措置を考えるべきではないだろうか。

被爆者達が要求した二十三億弗，韓国政府が提案した 95 億円，これに答えて，一年の予算にも満たない二十数億円をもってしては被爆者達は日本政府の誠意を見出すことが出来ないのである。韓日親善にもつながらないのである。

被爆者達が要求しているのは日本側の誠意である。二十億円はおろか十億円だとしても，要は日本の被爆者と同程度の対策を今後も引き続き講じてもらうことを要求するのである。

韓日両国の将来の為，盧大統領の訪日は，是非實現しなくてはならない。そういう意味に於いても，海部総理の政治的決断を期待して止まないものである。

1990年5月17日

社団法人 韓国原爆被害者協會

會長 辛 泳 洙

(3)